

OSS License Checked! Orchestrating a brighter world **NEC**

オープンソースカンファレンス 2015 Enterprise

OSSライセンスと著作権法の概要
→ 初級セミナー「OSSライセンスと著作権法」の復習になります。

2015年12月9日
NEC OSS推進センター 研修資料

「OSSライセンスと著作権法」セミナー

第1章 OSSは一般に他人の著作物
第2章 著作権の「利用」とは「著作権の行使」
第3章 ライセンス違反は著作権侵害

著作権行使の「手段」
著作権行使の「対象」
著作権行使の「範囲」
著作権行使の「条件」

第4章 著作権行使の許諾と理解して
各々のOSSライセンスの条文を読む
第5章 結合著作権に関する詳細と新たな問題
第6章 基本的な対応例

第7章 GPLについて など
第8章 結合著作権に関する詳細と新たな問題
第9章 基本的な対応例

第10章 今後の展望

「GPLでも要求されたら、ソース公開すれば良い」という誤解、意外に多い

製品出荷後に、GPLソースを準備し、要求に応える準備をすれば良い、と誤解

GPLを製品に組み込む出荷することにより、ソース公開の義務が発生する、と誤解

それでは、既に、著作権侵害してしまっている

「まず、OSSは、一般に、他人の著作物であることを思い出そう。」

「フリー」は、単なる「無料」と「自由」の違い

「フリーソフト50選」などと謳ったムックの内容は、**「無料で使える」種類のソフトウェアが選ばれている**

OSSとフリーウェア/PDSを区別しよう

- 著作権があるなし
- ソースコードの公開が非公明か

	OSS (オープンソースソフトウェア)	フリーウェア (フリーソフト)	PDS (Public Domain Software)
著作権	有	有	有
ソースコード	公開	非公明	公開/非公明
例	Linux, Apache, etc.	Amber Booklet, etc.	MS-DOS, etc.

著作権は、他人に無断で利用されない権利

著作権は、特許権・商標権などと同じく、知的財産権の一つ

「知的財産権」とは、知的な創作活動によって創り出された人に、対して付与される、「他人に無断で複製されない」といった権利

他人に無断で複製(のような行為)されない権利

この行為を大まかに「頒布」と呼ぶ

頒布(複製)の手段
複製(複製)の手段
複製(複製)の手段

複製(複製)の手段
複製(複製)の手段
複製(複製)の手段

著作権についておさえておこう

著作権の「権利」と「権利の行使」

著作物と発明の違いは、伝達手段が伝達対象か

著作物と発明の違いは、伝達手段が伝達対象か

著作物と発明の違いは、伝達手段が伝達対象か

著作物と発明の違いは、伝達手段が伝達対象か

GPLは、「契約」ではなく、「著作権」のライセンス

「権利を譲渡する」という行為ではない

「権利を譲渡する」という行為ではない

「権利を譲渡する」という行為ではない

「権利を譲渡する」という行為ではない

他人の権利	著作権	著作権
他人の権利の行使	複製の権利	GPLの権利(複製/頒布)
行使の目的と条件	複製の権利	ソースの権利
行使の目的と条件	複製の権利	ソースの権利
条件を満たす行為	複製の権利	著作権(複製/頒布)

製品は高価なブックカバー ~OSS著作権にとっては

自分の著作物であるOSS製品に利用された著作権(複製)にとっては、OSSという著作物を複製し販売する行為は、複製という企業活動の一端に過ぎない。複製という企業活動の一端に過ぎない。複製という企業活動の一端に過ぎない。

複製という企業活動の一端に過ぎない。複製という企業活動の一端に過ぎない。複製という企業活動の一端に過ぎない。

複製という企業活動の一端に過ぎない。複製という企業活動の一端に過ぎない。複製という企業活動の一端に過ぎない。

ライセンス違反は著作権侵害

他人の著作権を侵害する犯罪行為例

他人の著作権を侵害する犯罪行為例

他人の著作権を侵害する犯罪行為例

他人の著作権を侵害する犯罪行為例

著作権行使の許諾(=ライセンス)と理解して各OSSライセンスの条文を読むと誤解しない

結合著作権とは、分離可能著作物といえるもの

結合著作権とは、分離可能著作物といえるもの

結合著作権とは、分離可能著作物といえるもの

結合著作権とは、分離可能著作物といえるもの

OSSライセンスを4タイプに分類してみる

OSSライセンスを4タイプに分類してみる

OSSライセンスを4タイプに分類してみる

OSSライセンスを4タイプに分類してみる

他人の著作権を侵害しないための許諾条件: PostgreSQL

他人の著作権を侵害しないための許諾条件: PostgreSQL

他人の著作権を侵害しないための許諾条件: PostgreSQL

他人の著作権を侵害しないための許諾条件: PostgreSQL

「OSSの使い方を定めたルール」という表現に含む誤解

「ルール」=「規約」の他義(ルールを制定する)という誤解

「ルール」=「規約」の他義(ルールを制定する)という誤解

「ルール」=「規約」の他義(ルールを制定する)という誤解

「ルール」=「規約」の他義(ルールを制定する)という誤解

The FreeBSD Copyright は、こう読んでほしい(1)

The FreeBSD Copyright は、こう読んでほしい(1)

The FreeBSD Copyright は、こう読んでほしい(1)

The FreeBSD Copyright は、こう読んでほしい(1)

The FreeBSD Copyright は、こう読んでほしい(2)

The FreeBSD Copyright は、こう読んでほしい(2)

The FreeBSD Copyright は、こう読んでほしい(2)

The FreeBSD Copyright は、こう読んでほしい(2)

GPLv2 第1条は、ソースコードの頒布条件 -FreeBSDの第1条第1項

GPLv2 第1条は、ソースコードの頒布条件 -FreeBSDの第1条第1項

GPLv2 第1条は、ソースコードの頒布条件 -FreeBSDの第1条第1項

GPLv2 第1条は、ソースコードの頒布条件 -FreeBSDの第1条第1項

GPLv2 第3条は、バイナリの頒布条件 -FreeBSDの第2条第1項

GPLv2 第3条は、バイナリの頒布条件 -FreeBSDの第2条第1項

GPLv2 第3条は、バイナリの頒布条件 -FreeBSDの第2条第1項

GPLv2 第3条は、バイナリの頒布条件 -FreeBSDの第2条第1項

結合著作権に関する詳細と新たな問題

結合著作権に関する詳細と新たな問題

結合著作権に関する詳細と新たな問題

結合著作権に関する詳細と新たな問題

GPLv2 第6項にGPL/GPLの「改変」の目的が見える

GPLv2 第6項にGPL/GPLの「改変」の目的が見える

GPLv2 第6項にGPL/GPLの「改変」の目的が見える

GPLv2 第6項にGPL/GPLの「改変」の目的が見える

GPLの「incompatible」とは「両立しない」ということ

GPLの「incompatible」とは「両立しない」ということ

GPLの「incompatible」とは「両立しない」ということ

GPLの「incompatible」とは「両立しない」ということ

基本的な対策例

基本的な対策例

基本的な対策例

基本的な対策例

すべて自社開発のつもりが、納品物にGPLのリスク

すべて自社開発のつもりが、納品物にGPLのリスク

すべて自社開発のつもりが、納品物にGPLのリスク

すべて自社開発のつもりが、納品物にGPLのリスク

「OSSを利用していないこと」を確認するProtex

「OSSを利用していないこと」を確認するProtex

「OSSを利用していないこと」を確認するProtex

「OSSを利用していないこと」を確認するProtex

自社開発にProtex、OSSは個別に確認しましょう

自社開発にProtex、OSSは個別に確認しましょう

自社開発にProtex、OSSは個別に確認しましょう

自社開発にProtex、OSSは個別に確認しましょう

Protex展示中: ぜひ、ご覧ください!

Protex展示中: ぜひ、ご覧ください!

Protex展示中: ぜひ、ご覧ください!

Protex展示中: ぜひ、ご覧ください!

OSSコミュニティへ支援・貢献していれば必ずわかる筈が多い

OSSコミュニティへ支援・貢献していれば必ずわかる筈が多い

OSSコミュニティへ支援・貢献していれば必ずわかる筈が多い

OSSコミュニティへ支援・貢献していれば必ずわかる筈が多い

Q&A

Q&A

Q&A

Q&A

Orchestrating a brighter world

NEC